

○迷惑防止条例の例（卑わい行為禁止規定関係）

（東京都）

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
（昭和三十七年東京都条例第百三三号）

（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

第五条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2、4（略）

（罰則）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第五条第一項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影した者であるときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3（略）

4 常習として第二項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6（略）

（神奈川県）

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
（昭和三十八年神奈川県条例第二十六号）

（卑わい行為の禁止）

第三条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

（罰則）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二（略）

3 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4（略）

（大阪府）

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
（昭和三十七年大阪府条例第四十四号）

（卑わいな行為の禁止）

第六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
一 人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。

二 人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着を見、又は撮影すること。

三 みだりに、写真機等を使用して透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。

四 みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影すること。

五 前各号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

（罰則）

第十一条 次の各号の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春)事犯に係る被害少年人員

	平成12年		平成13年		平成14年	
	総数	うち女子	総数	うち女子	総数	うち女子
未就学	0	0	0	0	0	0
小学生	8	8	5	5	4	4
中学生	268	262	453	448	625	613
高校生	303	302	462	461	544	541
大学生等	10	10	9	9	6	6
有職少年	25	25	26	26	56	56
無職少年	180	178	197	197	319	318
合計	794	785	1,152	1,146	1,554	1,538

ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案に関する相談件数

相談件数は、前年に比べて3,449件(13.7%)減少した。

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
6,032	8,021	26,162	25,145	21,696

注) 都道府県警察の警察総合相談窓口、性犯罪相談窓口、警察署の警察安全相談窓口における相談受理件数

なお、平成14年中にストーカー事案として取り扱った件数は12,024件であった(平成13年中は14,662件)

2 ストーカー規制法の適用状況

前年に比べて、警告が94件(10.8%)、ストーカー行為罪(法第13条・親告罪)が39件(29.8%)それぞれ増加した。

	平成12年	平成13年	平成14年	増減数(%)
警告	117	871	965	+94(+10.8)
禁止命令	2	36	32	-4(-11.1)
援助	80	719	677	-42(-5.8)
検挙件数	22	142	178	+36(+25.4)
ストーカー行為罪	22	131	170	+39(+29.8)
禁止命令違反	0	11	8	-3(-27.3)

注) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

警察本部長等の援助については、防犯ブザー、電話録音装置、防犯ビデオカメラ等の被害防止物品の貸出しが415件、次いで被害を自ら防止するための措置の教示が410件となっている。(複数計上)

	平成12年	平成13年	平成14年	増減数(%)
被害防止措置の教示 (法第7条第1項)	38	348	410	+62(+17.8)
被害防止交渉に必要な事項の連絡(規則9条1号)	7	99	54	-45(-45.5)
行為者の氏名及び連絡先の教示(規則9条2号)	1	45	39	-6(-13.3)
被害防止交渉に関する助言(規則9条3号)	20	124	106	-18(-14.5)
民間組織の紹介 (規則9条4号)	2	16	10	-6(-37.5)
警察施設の利用 (規則9条5号)	18	137	110	-27(-19.7)
物品の教示又は貸出し(規則9条6号)	41	370	415	+45(+12.2)
警告を実施した旨の書面の交付(規則9条7号)	5	41	21	-20(-48.8)
その他被害防止のための援助(規則9条8号)	16	104	127	+23(+22.1)

注1) 規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年
国家公安委員会規則第18号)をいう。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

3 ストーカー事案の分析結果（平成14年中）

各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった12,024件について分析した。

注1) ストーカー規制法の目的要件に該当しない事案839件を含む。

注2) 件数は、同一の被害者と行為者間の行為を1件として計上している。

(1) 被害者の性別

性別	件数	(%)
女性	10,598	(88.1)
男性	1,426	(11.9)

(2) 行為者の性別

性別	件数	(%)
女性	1,160	(10.4)
男性	10,034	(89.6)

注) 行為者が不明である830件を除く。

(3) 被害者の年齢

年齢	件数	(%)
～19歳	1,070	(8.9)
20～29歳	4,816	(40.3)
30～39歳	3,270	(27.3)
40～49歳	1,660	(13.9)
50歳～	1,147	(9.6)

注) 年齢が不明である61件を除く。

(4) 行為者の年齢

年齢	件数	(%)
～19歳	290	(3.5)
20～29歳	2,158	(25.9)
30～39歳	2,474	(29.7)
40～49歳	1,613	(19.4)
50歳～	1,785	(21.5)

注) 年齢が不明である3,704件を除く。

(5) 「特定の者」にとっての行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」と行為者（判明しているものに限る。）の関係は交際相手（現、元含む。）が5,704件（54.1%）、配偶者（現、元、内縁含む。）が1,514件（14.4%）と、恋愛関係にあったものだけで、68.5%を占める。被害者と面識のない者によるものは840件（8.0%）であり、全体の92.0%が面識のある者による行為となっている。

行為者との関係	件数	(%)
交際相手(現、元)	5,704	(54.1)
配偶者(現、元、内縁)	1,514	(14.4)
職場関係者	828	(7.9)
家族・同居人	30	(0.3)
その他知人	1,251	(11.9)
面識なし	840	(8.0)
その他	379	(3.6)

注) 関係が不明である1,478件を除く。

(6) 動機

好意の感情によるものが5,791件（55.7%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が3,764件（36.2%）となっており、動機が不明なものを除くと、好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が92.0%と大半を占めている。

動機	件数	(%)
好意の感情	5,791	(55.7)
好意が満たされず怨恨の感情	3,764	(36.2)
精神障害等	83	(0.8)
職場トラブル	11	(0.1)
商取引上トラブル	19	(0.2)
その他怨恨の感情	188	(1.8)
その他	538	(5.2)

注) 動機が不明である1,630件を除く。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

行為形態をストーカー規制法第2条第1項の号別に分析した結果、つきまとい等が6,193件（51.5%）と最も多く、面会・交際の要求が5,707件（47.5%）、無言電話等が4,172件（34.7%）となっている。

行為形態	件数	(%)
つきまとい、待ち伏せ等（1号）	6,193	(51.5)
監視している事項の告知等（2号）	699	(5.8)
面会、交際等の要求（3号）	5,707	(47.5)
著しく粗野又は乱暴な言動（4号）	2,337	(19.4)
無言電話、連続電話等（5号）	4,172	(34.7)
汚物等の送付等（6号）	126	(1.0)
名誉を害する事項の告知等（7号）	775	(6.4)
性的しゅう恥心を害する告知等（8号）	672	(5.6)
その他	550	(4.6)

注) 割合は、認知件数12,024件中の割合を算出したもの。

4 他法令による検挙状況

総数が、前年に比べて163件(17.7%)減少した。

	平成12年	平成13年	平成14年	増減数(%)
総数	104	921	758	-163 (-17.7)
殺人	0	1	2	+1 (+100)
殺人未遂	2	12	5	-7 (-58.3)
強姦	0	15	11	-4 (-26.7)
暴行	8	40	45	+5 (+12.5)
傷害	14	176	144	-32 (-18.2)
脅迫	18	145	99	-46 (-31.7)
強制わいせつ	2	14	8	-6 (-42.9)
住居侵入	16	124	98	-26 (-21.0)
逮捕監禁	6	23	15	-8 (-34.8)
名誉毀損	2	25	23	-2 (-8.0)
器物損壊	14	96	99	+3 (+3.1)
暴処法違反	3	15	13	-2 (-13.3)
軽犯罪法違反	4	17	18	+1 (+5.9)
迷惑防止条例違反	2	14	22	+8 (+57.1)
銃刀法違反	0	37	28	-9 (-24.3)
その他	13	167	128	-39 (-23.4)

注1) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成12年中2,280件、同13年中14,662件、同14年中12,024件について分析した。

注2) その他には、窃盗、恐喝、強要、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反等が含まれる。

注3) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

5 その他の対応

	平成12年	平成13年	平成14年	増減数(%)
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	-1,435 (-18.7)
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	-130 (-5.4)
パトロール	204	1,061	918	-143 (-13.5)
他機関等への引継ぎ	47	256	128	-128 (-50.0)

注1) 他機関とは、女性センター、医療機関、保健所、婦人相談所、福祉事務所、弁護士会等

注2) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成12年中2,280件、同13年中14,662件、同14年中12,024件について分析した。

注3) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間